

お知らせ

お知らせ

国民年金保険料の 早割制度

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度にされると、月々50円お得になります。

■早割制度	■毎月納付
毎月の保険料を当月末に振り替えます。	毎月の保険料を翌月末に振り替えます。
納期限(翌月末)よりも1ヶ月早く振り替えるため保険料が月々50円割引になります。	納期限(翌月末)の振り替えになるため、保険料の割引はありません。

※早割制度を申し込まれますと、初回に原則2ヶ月分が振替になります。

【申込方法】

口座振替を希望される郵便局・金融機関、または滋賀社会保険事務局彦根事務所「国民年金業務課」まで。

※現在、口座振替で早割制度以外の振替方法を選択されている方がこの制度を希望される場合は、振替方法の変更手続きが必要です。

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎07491114)へ。

予約年金相談

社会保険事務所では、年金に関する相談を予約制で実施しています。

【相談内容】

年金の加入期間の確認や年金見込額の試算、年金の請求など、年金受給に関する相談

【相談場所】

滋賀社会保険事務局彦根事務所
彦根市外町169-6
■月金の相談(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分まで
※月曜は午後7時まで時間延長
■第2土曜日の相談
5月12日
午前8時30分～午後5時15分まで

◎1日社会保険相談所

5月24日(木)
午前10時～午後4時
長浜商工会議所2階

【申込方法】

予約専用電話
(☎074925489)まで
※受付は相談日の1ヶ月前から
※予約窓口には限りがあり、混雑時には相談日時を調整させていただきます場合もありますので、あらかじめご了承ください。

小口簡易資金 制度が変わります

長浜市小口簡易資金制度が平成19年度から変更になります。

■第1段階(4月受付分からの改正事項)

内容	改正前	改正後
融資金利の引き上げ	年1.8%	年2.0%
借換条件の緩和	直近1年(12回)以上、元利返済を延滞なく行っている	直近6ヶ月(6回)以上、元利返済を延滞なく行っている
※期間限定	4～9月	受付分

■第2段階(10月受付分からの改正事項(予定))

内容	改正前	改正後
融資対象者が既存保証残高と合わせて1,250万円以内となる場合に限り申込可能	-	1,250万円
融資限度額の引き上げ	750万円	1,250万円

※このお知らせの内容は、変更になる可能性があります。

お問合せは、市商工振興課(☎8766)へ。

中退共制度を ご利用ください

国や市の掛け金助成が受けられます

中小企業のみなさんが退職金制度を設けたい場合は、安全・確実・有利な国の退職金制度「中小企業退職金共済制度」をご利用ください。

■国の助成内容

○新しく加入する事業主に対し、従業員1人あたり掛金月額1/2(上限5,000円)を加入4ヶ月目から1年間助成

○18,000円以下の掛金

月額を増額する事業主に對し、増額分の1/3を増額した月から1年間助成

■市の助成内容

○掛金月額を従業員1人あたり800円を上限に最長1年間助成(新規契約のみ)

お問合せは、市商工振興課(☎8766)へ。



ご存知ですか? 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定以下の場合、申請をして承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

若年者納付猶予が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。ただし、「老齢基礎年金」の年金額には反映されません。

※承認された期間は、10年以内であればさかのぼって納付でき、その期間は保険料納付済額に反映されます。

今申請されると承認期間は平成19年6月までとなります。

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎07491114)へ。

お申込みは、市保険医療課(☎6512)へ。

ご利用ください 年金個人情報提供サービス

社会保険庁では、インターネットで24時間いつでもご自身の年金加入記録を確認できるサービスを実施しています。
ユーザID・パスワードの登録、年金加入記録の確認は、社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>
※ご利用には、基礎年金番号が必要となります。

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎07491114)へ。

児童手当の認定請求

6月分からの児童手当は、平成18年分所得が審査基準になります。前回の認定請求時に所得制限を超えたために認定請求却下になった方で、支給対象になると思われる方は、5月31日までに認定請求を行ってください。

【支給対象】 小学校6年生まで
【支給月額】 3歳未満 一律1万円
3歳以上 第1・2子 5千円
第3子以降 1万円

お問合せは、市子育て支援課(☎6514)、浅井支所市民福祉課(☎4354)、びわ支所市民福祉課(☎5254)へ。

ゴールデンウィーク中の ゴミの持ち込み

持ち込みできる日時は次のとおりです。

5月3日(祝・木) ※憲法記念日
午前8時30分～午後4時30分

※正午から午後1時までは休止しています。

持ち込みできるゴミの種類

- ・可燃ゴミ、可燃性粗大ゴミ(畳、布団等柔らかいもののみ)
- ・資源ゴミ(古布、ガラスびん、プラスチック製容器包装、発泡スチロール、紙パックのみ)

—収集について—

収集日程表のとおり、5月3日は、可燃ゴミのみ収集を行います。

お問合せは、湖北広域行政事務センター(☎7143)または、市環境保全課(☎6513)へ。

4月1日から ルーム エアコンの リサイクル料金改定

リサイクル料金(大手メーカー標準的料金)		収集運搬料金
現行料金(税込)	改定後料金(税込)	家電小売店等により異なります。
3,675円	3,150円	

※料金は、あくまで目安でメーカーにより異なります。

リサイクル料金ってなあに?

リサイクル料金とは、家電メーカーがエアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機をリサイクルする際に必要な料金のことです。家電リサイクル法により、家電メーカーが引き取ってリサイクルし、資源として再利用することになっています。これらの4品目については、粗大ゴミには出せませんので、処理の方法については、「こほくるー」をよくお読みいただき適切な処理をお願いします。

お問合せは、市環境保全課(☎6513)へ。